

令和元年度

八代市議会文教福祉委員会記録

審査・調査案件

- 1. 6月定例会付託案件 2
 - 1. 所管事務調査 1 2
-

令和元年7月1日（月曜日）

文教福祉委員会会議録

令和元年7月1日 月曜日

午前10時00分開議

午後 0時03分閉議（実時間108分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第35号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分）
1. 議案第36号・令和元年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号
1. 議案第39号・専決処分の報告及びその承認について（八代市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
1. 議案第41号・専決処分の報告及びその承認について（令和元年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号）
1. 議案第46号・八代市介護保険条例の一部改正について
1. 陳情第1号・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2020年度政府予算に係る意見書の提出方について
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査（白島ざんが保育園の民営化に伴う移管先法人の決定について）
（学校規模適正化の進捗状況について）
（八代市立幼稚園・小学校・中学校空調設備運用指針について）
（八代市学校施設等整備保全計画（案）について）
（八代市子ども読書活動推進計画について）

○本日の会議に出席した者

委員長 上村 哲三 君
副委員長 橋本 幸一 君

委員 金子 昌平 君
委員 鈴木田 幸一 君
委員 野崎 伸也 君
委員 橋本 徳一郎 君
委員 福嶋 安徳 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長	桑 田 謙 治 君
教育部次長	松 岡 猛 君
首席審議員兼 教育施設課長	有 馬 健 一 君
学校教育課長	西 村 裕 君
教育政策課長	機 智三郎 君
生涯学習課長	岩 崎 龍 一 君
健康福祉部長兼 福祉事務所長	丸 山 智 子 君
健康福祉部次長兼 福祉事務所次長	白 川 健 次 君
健康福祉政策課長	續 良 彦 君
長寿支援課長	野 田 彰 浩 君
国保ねんきん課長	鶴 田 洋 明 君
理事兼こども未来課長	田 中 かおり 君

○記録担当書記 鶴 田 直 美 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（上村哲三君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）足もとの悪い中、大変御苦労さまでございます。

それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第35号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分）

○委員長（上村哲三君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第35号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それではまず、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部長（桑田謙治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育部でございます。

今6月議会におきまして、議案第35号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第2号中、教育部所管分として、第二中学校プール耐震改修事業に係る補正をお願いしております。

補正予算の内容につきましては、松岡部次長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○教育部次長（松岡 猛君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育部次長の松岡でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、座って説明をさせていただきます。

議案第35号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第2号中、教育部所管分について説明をさせていただきます。

まず予算書の3ページをお願いいたします。

歳出の第9款・教育費に5億7778万8000円を追加し、補正後の額を47億2798万7000円とするものです。なお、補正額中、教育部が所管いたします金額は1億2290万円で、その他の額4億5488万8000円は、経済文化交流部が所管するものです。

それでは、歳出の具体的内容について御説明

いたします。

予算書の19ページをお願いいたします。

款9・教育費、項3・中学校費、目3・学校建設費に、第二中学校プール耐震改修事業として、工事請負費1億2290万円を計上いたしております。

第二中学校プールは、設置後52年が経過し、老朽化が著しく、漏水等が発生している状況でございます。今回、学校施設環境改善交付金の内示が出たことに伴いまして、災害時の生活用水確保やプール水の大量流出を防ぐために、水槽をFRPに、また、給排水管の免震処理や設備機器固定など、耐震化の実施に必要な経費を補正するものでございます。

財源内訳として、925万9000円が学校施設環境改善交付金、1億790万円が合併特例債、574万1000円が一般財源となっております。

なお、事業完了は令和2年2月末を予定しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） ただいま説明がありましたが、以上の部分について質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（野崎伸也君） 今ほど二中のプールということで御説明ありまして、1つだけちょっとお聞きしたいんですけど、スケジュール。最後、完成のことだけ言われたので、始まりから終わりまでということで、少しお聞かせいただければと思います。

○首席審議員兼教育施設課長（有馬健一君） この二中のプールの改修の工期ですけども、現在、ことしの10月から来年令和2年の2月末を予定しております。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） 野崎委員、よろしいですか。

○委員（野崎伸也君） はい、大丈夫です。あ

りがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（野崎伸也君） また、学校内でのですね、工事となりますので、今、壁のやつとかブロック塀とかエアコンとかやられてると思いますけれども、十分気をつけてからですね、取り組んでいただければと思います。よろしく願いします。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ないようでしたら、以上で、第9款・教育費についてを終了します。

執行部入れかえのため、しばらく小会します。

（午前10時06分 小会）

（午前10時07分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

次に、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部でございます。本日はお世話になります。

それでは、議案第35号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第2号のうち、第3款・民生費、第4款・衛生費の健康福祉部所管分につきまして、白川次長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（白川健次

君） 皆様、改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の白川でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

別冊となっております、議案第35号・令和元年度八代市一般会計補正予算書・第2号をお願いいたします。文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部所管分について御説明いたします。

まず、3ページをごらんください。

第1表・歳入歳出予算補正の歳出でございますが、まず、款3・民生費、項1・社会福祉費で補正額1億円を追加し、補正後の予算額は109億6348万9000円と、また、項2・児童福祉費で1億3020万1000円を追加し、補正後の予算額は94億9230万5000円としております。民生費の総額は2つ上になりますが、236億435万2000円といたしております。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費で128万5000円を追加し、補正後の予算額は17億6270万8000円としております。衛生費の総額は、1つ上になりますが、36億6422万9000円としております。

続きまして、14ページをごらんください。

歳出の具体的な内容を御説明いたします。

下の表になりますが、まず、款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費で1億円を計上しております。

これは、介護保険特別会計への繰出金でございます。平成27年度からは、65歳以上の第1号被保険者のうち、所得区分が第1段階にある所得の少ない方の保険料の軽減強化を行っておりますが、介護保険制度の改正に伴いまして、本年10月からの消費税率改定にあわせて、さらに段階的に軽減強化を行うものでございまして、第1号被保険者のうち、所得区分が

第1段階から第3段階の方の保険料軽減割合をさらに2.5%から12.5%上積みすることにより、軽減される保険料分を一般会計から補填するというものがございます。なお、特定財源として、国から2分の1、県から4分の1の負担金があります。

続きまして、15ページの上段になります。が、項2・児童福祉費、目2・児童措置費で264万3000円を計上しております。

これは、本年10月から消費税率が引き上げとなる環境の中、子供の貧困に対応するため、本年11月分の児童扶養手当を受給する父または母のうち、本年10月31日の基準日において、それまで婚姻をしたことがない方で、事実上の婚姻関係と同様の状態にないひとり親に対し、臨時特別給付金を支給するというものがございます。支給額は1万7500円で、支給対象者を151人と見込んで予算を計上しております。なお、特定財源として、国からの補助金10分の10がございます。

また、同項・目3・保育所費で1億2755万8000円を計上しております。

これは、私立保育所の施設整備事業を補助するものがございます。対象の認定こども園、聖愛幼稚園の現在の園舎は昭和28年に建築され、昭和41年に大規模修繕を行い、その後は部分的な修繕を繰り返してこられましたが、老朽化が著しくなっていることから、安心できる保育を提供するため、その園舎改築を行う経費に対し、補助をするというものがございます。なお、特定財源として、国からの交付金が3分の2あります。また、地方債は合併特例債でございます。

続きまして、下段になりますが、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費に128万5000円を計上しております。

これは、五家荘げんきドック事業として、椎原診療所の医師が、五家荘地区に在住する65

歳以上の高齢者を中心とした、筋肉や関節等の運動器のスクリーニング検査を行い、一人一人のリスクを把握し、対応策を示すことで、介護予防に関する意識啓発を行い、健康的に老いるためのきっかけづくりを行うとともに、五家荘地域の特性となる課題を抽出し、同地区における介護予防事業の必要性について検討する基礎とするものがございます。なお、この事業は、公益財団法人地域社会振興財団の助成金を活用するモデル事業でございます。

支出のうち主なものでございますが、節7・賃金15万6000円は、看護師等の臨時職員の3名分の賃金でございます。節8・報償費8万円と節9・旅費1万7000円は、連携して事業に取り組む理学療法士の謝礼と費用弁償です。節14・使用料及び賃借料46万5000円は、体の成分である体水分量や筋肉量などを測定する高精度体成分分析装置のレンタル代でございます。節18・備品購入費46万7000円は、握力計や関節測定計などの運動器調査器具等の購入費でございます。なお、特定財源として、公益財団法人地域社会振興財団からの助成金10分の10があります。

これで、令和元年度八代市一般会計補正予算・第2号の健康福祉部所管分の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 五家荘のげんきドックの事業ですけど、4回開催ということは、受診の分は1人1回で4回の受診のチャンスがあるというふうに受けとめて大丈夫ですか。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 健康福祉政策課の續でございます。ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

これにつきましては、椎原地区と樅木地区でそれぞれ2回実施をする予定としております。

その1回が五家荘げんきドックとして実際に筋骨格系の検査等を行う。2回目につきましては、それに基づきました講演とか、あるいは結果に対するアドバイス・助言、そういったような場を設けるということで予定しております。

以上になります。

○委員（橋本徳一郎君） つまり1回検査をして、その後にフォローの講演を受けるということですね。ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（橋本幸一君） 関連ですが、これは非常にいい事業を取り入れたかなと思ってんですが、あくまでこれは五家荘地区に対して、お年寄りの方がどういう病状があって、今後どういうふうに改善していくかということのためのスクリーニングと、これは間違いないですね。この事業を例えば八代のほかのところに持ってきてからという、そういうこともこれから必要じゃないかなという思いがするんですけど、そういう計画とか予定とかはないんですか。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） ただいまの御質問でございますけれども、今回の事業につきましては、まず僻地におけるというところを想定しております。

現在、椎原診療所のほうにおります医師のほうで、筋骨格系の運動器を専門といたしておるところから、そういった状況で対応できる医師がいるということで、今回のモデル事業に取り組むということがございますので、当然、医療資源あたりの部分との兼ね合いもございますと思いますので、今回の検査、実際のモデル事業の結果等も踏まえまして、また検討してまいりたいと思っております。

○委員（橋本幸一君） はい、結構です。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第35号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号・令和元年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第36号・令和元年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） 議案第36号・令和元年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号につきましては、長寿支援課の野田課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○長寿支援課長（野田彰浩君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）長寿支援課、野田でございます。よろしく申し上げます。座らせていただきまして、説明させていただきます。

議案第36号・令和元年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号について御説明いたします。

別冊の予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入予算の補正となります。

2ページをお願いします。

第1表・歳入予算補正になります。

款1・保険料、項1・介護保険料で1億円を

減額しております。これは、介護保険法施行令の改正によりまして、第1号被保険者の第1段階から第3段階に該当する方について、保険料率を引き下げて、介護保険料の軽減を図るものでございます。

具体的な段階ごとの軽減割合等につきまして、後ほど、議案第46号・八代市介護保険条例の一部改正において御説明させていただきます。

続きまして、款8・繰入金、項1・一般会計繰入金で1億円を増額しております。これは、先ほど御説明しました介護保険料の軽減分について、一般会計から繰り入れるものでございます。なお、1億円の公費負担割合及び金額は、国が2分の1で5000万円、県は4分の1で2500万円、市は県と同額となっております。歳入合計は、補正前と同額の145億4547万7000円となります。

5ページをお願いいたします。

款1・保険料、項1・介護保険料、目1・第1号被保険者保険料で1億円を減額しております。内訳としまして、現年度分特別徴収保険料が9200万円の減額、現年度分普通徴収保険料が800万円の減額となります。

次に、款8・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金で、先ほど御説明いたしました低所得者保険料軽減繰入金として1億円増額となります。

以上で、議案第36号・令和元年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君）　しばらく小会します。

（午前10時22分　小会）

（午前10時23分　本会）

○委員長（上村哲三君）　本会に戻します。

それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君）　それでは、ないようでしたら、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君）　なければ、これより採決いたします。

議案第36号・令和元年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（上村哲三君）　挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかえのため、しばらく小会します。

（午前10時24分　小会）

（午前10時25分　本会）

◎議案第39号・専決処分の報告及びその承認について（八代市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

○委員長（上村哲三君）　本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。議案第39号・八代市国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君）　議案第39号・専決処分の報告及びその承認について、八代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、国保ねんきん課の鶴田課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○国保ねんきん課長（鶴田洋明君）　国保ねんきん課の鶴田と申します。よろしく願いいたします。

議案第39号・専決処分の報告及びその承認につきまして、議案書は17ページから19ページでございますが、お手元に配付をしております議案第39号関係資料、八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を用いて御説明をさせていただきます。それでは、失礼して、着座させていただきます。

まず、資料の1、専決処分の理由及び趣旨でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成31年3月29日に公布、4月1日施行とされたことに伴い、議会に上程するいとまがなかったため、同年3月29日付専決処分にて本市の国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。

次に、2、改正の内容でございますが、
(1) 課税限度額の引き上げにつきましては、国保税のうち、被保険者の医療給付に係る部分である基礎課税額の限度額を現行の58万円から61万円に引き上げるものでございます。なお、後期高齢者支援金等に係る課税額及び介護納付金課税額に係ります課税限度額につきましては据え置きでございます。

続きまして、(2) 国民健康保険税の軽減対象の拡大につきましては、低所得者に対する国保税の軽減措置のうち、5割軽減及び2割軽減の所得判定基準額をそれぞれ引き上げることにより対象者の拡大を図るものでございます。

最後に、3、施行期日は平成31年4月1日でございます。

以上で、議案第39号の御報告といたします。御承認のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ないようでしたら、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（橋本徳一郎君） 今回、上限額を引き上げるということでですね、非常に負担軽減にもつながるのでいいなと思います。まあ、この上限をもうちょっと上げていくというのもちよっと検討していただけたらなというのを意見として挙げたいと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第39号・八代市国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

◎議案第41号・専決処分の報告及びその承認について（令和元年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号）

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第41号・令和元年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） 議案第41号・専決処分の報告及びその承認について、令和元年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号になりますが、国保ねんきん課の鶴田課長が引き続きまして御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長（鶴田洋明君） 引き続きよろしくお願いいたします。それでは失礼して、着座にて御説明申し上げます。

議案第41号・専決処分の報告及びその承認につきまして、お手元の議案書の34ページを

お願いいたします。

今回行いました専決処分は、平成30年度国民健康保険特別会計の決算において、歳入が歳出に不足することが見込まれたため、地方自治法施行令の規定に従い、令和元年度の歳入を平成30年度に繰り上げて充用したものでございます。

なお、出納閉鎖期間を経て、歳入不足となることが確実となったことにより、出納閉鎖期間内での繰上充用金として予算の補正が必要となりましたので、議会に上程するいとまがなく、令和元年5月20日付で専決処分を行った次第でございます。

それでは、令和元年度国民健康保険特別会計補正予算・第1号について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の38ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出それぞれ4億3700万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ179億943万1000円といたしております。

次に、内容について御説明いたします。

41ページをお願いいたします。

下段の3、歳出において、款8・項1・目1繰上充用金に4億3700万円を追加しております。

これは、平成30年度決算において歳入不足が4億3700万円見込まれたため、令和元年度予算において、繰上充用金として補正したものでございます。なお、この繰上充用金4億3700万円は、平成27年度から30年度までの累積赤字見込額を示しております。

次に、上の段の2、歳入において、款1・項1・国民健康保険税、目1・一般被保険者国民健康保険税に4億3700万円を計上しております。これは、繰り上げ充用の財源とするため、一般被保険者の国民健康保険税の収納の増加を見込む予算上の措置とするものでござい

ます。

以上、議案第41号・令和元年度国民健康保険特別会計補正予算・第1号の専決処分の報告とさせていただきます。御承認のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野崎伸也君） 今ほど説明がありましたけども、27年度から30年度までの赤字分というところが今あったかと思うんですけど、間違いなかですか。それが4億3700万ということで繰り上げ充用しましたよということですかね。（国保ねんきん課長鶴田洋明君「はい、そうです」と呼ぶ）

国保も都道府県化になれてもらって、保険者の方から赤字分についても徴収して、赤字の解消というふうな話もあったかと思うんですけども、それは間違いないですよね。（国保ねんきん課長鶴田洋明君「はい、そうですね。はい」と呼ぶ）

それが計画的に、ちょっと前のこの文教福祉委員会でもそういった説明いただいていたと思うんですけども、それが計画的に今進んでる状況でしょうか。（国保ねんきん課長鶴田洋明君「はい、そうでございます」と呼ぶ）

○国保ねんきん課長（鶴田洋明君） 昨年、繰り上げ充用を行いましたのは3億9700万円でございます。ことしが4億3700万ということですので、単年度収支としては4000万のですね、赤字がまたふえたという、予算上はそうなりますが、この30年度の決算の中にはですね、29年度に医療費の支払いに係る国庫負担金が、国の見積もりがちっと誤ってたもんですから、3億円ほどですね、余分に交付されておりました。それを30年度にですね、返還するようにということでございましたので、それを返還しております。ですので、それを差し引きますと2億6000万円ほどは30

年度は収支が改善しているということでございますので、計画どおりに、今、赤字解消に向かっているというところでございます。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（野崎伸也君） 今ほど報告いただいて、赤字解消に向けての取り組みが進んでるということであつたんですけども、また時期見ながらですね、その報告のほうをいただければなという、推移のほうですよ。

あと、たしか高くなつたんですよ、ちょっと。保険料とかっていうのがですよ。（国保ねんきん課長鶴田洋明君「あ、30年度」と呼ぶ）ですよ。それによって払えない人とか、またそういった方がふえてんじゃないかってこっちは心配してる部分がありますので、また後ですね、時期見てから、報告のほう、またいただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（上村哲三君） よろしくをお願いします。（国保ねんきん課長鶴田洋明君「はい」と呼ぶ）

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 意見はないようです。

なければ、これより採決いたします。

議案第41号・令和元年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本

案は承認されました。

○議案第46号・八代市介護保険条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 次に、条例議案の審査に入ります。議案第46号・八代市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） 議案第46号・八代市介護保険条例の一部改正につきましては、長寿支援課の野田課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○長寿支援課長（野田彰浩君） 長寿支援課、野田でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。では、座りまして説明させていただきます。

議案第46号・八代市介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

説明につきましては、お手元にお配りしています、右肩に文教福祉委員会議案第46号関係資料、長寿支援課とあります八代市介護保険条例の一部改正についてをもとに御説明させていただきます。

最初に、1、介護保険法施行令改正の概要になります。趣旨は、低所得者の第1号被保険者の保険料軽減強化になります。平成27年4月から消費税による公費を投入して、低所得者の第1号被保険者の保険料の軽減、具体的には、第1段階の割合を0.5から0.45に引き下げを行っていますが、本年10月の消費税率10%への引き上げにあわせて、さらに段階的に軽減強化を行うもので、本年度以降において所得段階が第1段階から第3段階までの第1号保険料を軽減するものになります。

具体的には、中段の表にありますように、保険料基準額に対する割合を、第1段階で変更前0.45、変更後が0.375、第2段階で変更

前0.75、変更後が0.625、第3段階で変更前0.75、変更後が0.725となります。なお、公費負担割合につきましては、国が2分の1、県と市が4分の1になります。

次に、2、八代市介護保険条例の改正になります。（1）介護保険料の改正です。介護保険料は、3年間の介護保険事業計画期間ごとに条例で制定しております。現在の計画は、平成30年度から令和2年度までの3年間で定めており、今回の施行令改正にあわせて、第1号被保険者の所得段階が第1段階から第3段階までの保険料年額を軽減するものになります。

具体的な保険料年額につきましては、下段の表にありますように、第1段階で改正前の3万5100円を改正後2万9300円としまして、年5800円の減額、第2段階で改正前の5万8500円を改正後4万8800円としまして、年間9700円の減額、第3段階で改正前の5万8500円を改正後5万6600円としまして、年1900円の減額となります。

次に、（2）施行日は、公布の日からとし、適用は平成31年4月1日からとなります。

次のページをお願いいたします。

（3）参考資料としまして、本年3月31日現在の所得段階別被保険者数を示しております。段階別の第1号被保険者数、対象者の割合、平成31年3月31日現在の保険料等をあらわしております。また、表の下には、段階ごとの対象者の要件を説明しています。

以上で、議案第46号・八代市介護保険条例の一部を改正する条例の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野崎伸也君） 今、資料をもとに御説明いただいて、1のところですね、表のところですけど、第3段階の方が変更前の割合は0.75が変更後は0.725となってるんですけ

ど、これ、ふえてるんですか。（「0.75が0.725と減ってます」と呼ぶ者あり）そういうことですね、済みません、間違えました。言い方がちょっと。わかりました。確認でした。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第46号・八代市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

執行部入れかえのため、しばらく小会します。

（午前10時43分 小会）

（午前10時45分 本会）

◎陳情第1号・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2020年度政府予算に係る意見書の提出方について

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、請願、陳情の審査に入ります。今回、当委員会に付託となっておりますのは、新規の陳情1件と、郵送にて届いております要望書1件です。要望書については、写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただければと存じます。

それでは、陳情第1号・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2020年度政府予算に係る意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため、書記に朗読いたさせます。

(書記、朗読)

○委員長(上村哲三君) それでは、本陳情について、質疑、意見等はありませんか。

○委員(橋本徳一郎君) 働き方改革の、私も一般質問させてもらったんですけど、やっぱり教員の数絶対数が足りないという部分が一番大きいので、この分はですね、ぜひ上げていただきたいと思っております。

○委員長(上村哲三君) 意見ですね。

○委員(橋本徳一郎君) はい。

○委員(野崎伸也君) 済みません、ちょっと私がわからない部分がありますので、よければ。

わからない部分というのが、定数改善のことば言いよらすというのが1つあつと、財源のことと言つとらすと、2つあるとですが、この定数というのが、果たして基準がどれぐらいであつて、今、八代市はどうなのかという話も聞きたいというのもありますし、実際、教育格差というのが、果たしてそれが熊本県のことば言ってるのか、八代市のことば言ってるのか、ちょっとわからないので、そこをちょっとお聞きしたいと思うんですが。執行部のほう。

○委員長(上村哲三君) ただいま野崎委員から執行部の説明を聴取したいとの御意見が出されました。

本件について、執行部から説明を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) それでは、御異議なしと認め、執行部に説明を求めることとします。

小会します。

(午前10時48分 小会)

(午前10時49分 本会)

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

それでは本件に関し、委員から質疑があつておりますので、執行部のほう、よろしく願います。

もう一度、野崎委員、お願いします。

○委員(野崎伸也君) はい、わかりました。

今回のですね、陳情の内容についてなんですが、教職員定数のですね、改善を図ってほしいということと、国庫負担率の割合を上げてほしいというようなことで挙がってるんですが、八代市において定数というのが足りない状況にあるのかということと、あと、教育格差というのが実際、間で生じているのかどうかというところちょっと私はわからないので、わかる範囲でちょっとお聞かせいただければというふうに思います。

○学校教育課長(西村 裕君) 学校教育課、西村です。よろしくお願いいたします。

今、委員お尋ねの教職員の定数改善につきましては、現在、小学校1年生を1クラス35人、熊本県が独自で小学校2年生まで35人学級にしております。そのほかの義務教育の定数につきましては、1学級が40人と、特別支援学級が8人というふうになっております。

この陳情による教職員の定数改善を求める内容といたしましては、1学級の子供たちの人数を減らして、教職員を増加してほしいというお願いであろうと思われま

本市におきましては、国の基準によって全ての学級等が編成され、それに見合う教職員は配置をされている現状です。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 野崎委員、よろしいですかね。

○委員（野崎伸也君） はい。何とか、あらかた今聞きたいところはわかりました。

○委員長（上村哲三君） ほかに、執行部が入っておりますので、お尋ねになりたい方はいらっしゃいませんか。

○委員（福岡安徳君） 外国語支援員は、今現在、何名程度でしてあるんですかね。

○学校教育課長（西村 裕君） 英語支援員といます。日本人でございますが、今、3名雇用しております。そのほかにALTが12名というところです。（委員福岡安徳君「総勢15名。はい、結構です」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について、御意見等はありませんか。

小会します。

（午前10時54分 小会）

（午前10時57分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

ほかに意見はありませんか。

○委員（金子昌平君） 今、八代市の状況がですね、どのようにあるのか、詳しく調査する必要がありますので、継続でお願いしたいと思います。

○委員長（上村哲三君） それでは、ただいま継続審査を求める意見がありましたが、皆さんよろしいでしょうか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

陳情第1号・教職員定数改善と義務教育費国

庫負担制度2分の1復元を図るための、2020年度政府予算に係る意見書の提出方については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

入れかえのために、小会します。

（午前10時58分 小会）

（午前10時59分 本会）

◎所管事務調査

・教育に関する諸問題の調査

・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、保健・福祉に関する諸問題の調査、教育に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、保健・福祉に関する諸問題の調査に関連して1件、教育に関する諸問題の調査に関連して4件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

・保健・福祉に関する諸問題の調査

（白島ぎんが保育園の民営化に伴う移管先法人の決定について）

○委員長（上村哲三君） それではまず、白島ぎんが保育園の民営化に伴う移管先法人の決定についてをお願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） 白島ぎんが保育園の民営化につきましては、かねてより文教福祉委員会の委員の皆様方にも御説明を、経過報告等させていただきながら進めてまいりましたけれども、このたび選定委員会を開き、移管先法人が決定いたしましたので、その結果及び経緯につきまして、御報告させてい

たきます。説明はこども未来課の田中課長がいたしますので、よろしくお願いいたします。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） こんにちは。こども未来課、田中です。座って説明させていただきます。

資料をごらんください。資料の1にありますとおり、白島ぎんが保育園の民営化につきましては、平成29年度から5回の保護者説明会と2回の地域説明会を実施いたしまして、保護者や地域の方の意見を聞きながら丁寧に進めてまいりました。

開催しました中で、保護者や地域からは大きな反対の声もなく、第4回、第5回の保護者説明会では具体的なスケジュールや移管先法人の選定方法などについても意見をいただきました。ことしの2月からは移管先法人の募集や選定作業に入ったところでございます。

資料の2になりますが、移管先法人の候補者の選定につきましては、八代市白島ぎんが保育園民間移管先法人候補者選定委員会を設置し、審議を行いました。選定委員会は、学識経験者、経営管理識見者、保育園保護者の代表者、地域代表者、市関係者の12名で構成し、特に保護者の意見をより反映できるよう、保護者の代表を5名としております。

選定委員会の開催につきましては、選定基準、募集要項等の審議から、書類審査、プレゼン審査、移管先法人の候補者の選定まで3回開催しております。

法人募集につきましては、4月22日から5月10日までの期間で受け付けし、二見中央福祉会としらぬい会の2法人の応募がありました。

資料の裏面になりますが、応募法人について選定基準に基づき、書類とプレゼンで総合的に審査を行った結果、基準点以上を獲得し、最高点となったしらぬい会を移管先法人候補者として、それから2番目の得点となった二見中央福

祉会を次点法人候補者として選定いたしました。

この結果を受けまして、6月19日市長決裁により、しらぬい会を移管先法人に、二見中央福祉会を次点法人に決定いたしました。

今後は、スケジュールにありますとおり、保護者、地域へ移管先法人の決定報告を行い、円滑な引き継ぎのために、保護者、法人、市による3者協議会を随時開催しながら、10月からは引き継ぎ保育の実施、また、条例改正や協定、契約締結等必要な事務の実施など、来年度4月からの移管先法人による運営開始に向け進めてまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 本件について、何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 選定結果について、得点が300点中、今回選定されたところが1位のところ201点ということで、100点ほど差があつとですけど、満点までですね。そこで足りない部分というのは何点かあつてこの点数になつてゐるんだろうと思うんですよ。その足りない部分については、移管先の法人の方にこういうところはこうしてくださいね、ああしてくださいねという、お願いというのはもうされてるんですか、運営について。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） その点につきましては、今後設置いたします3者協議会の中で要望等をしていくところでございます。（野崎伸也君「わかりました、よろしくお願いいたします」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。意見でも結構です。

○委員（橋本徳一郎君） 実際これからということになると思うんですが、今いる先生との引き継ぎとかですね、そういった部分の期間はどのくらい持たれるんですか。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） こ

のスケジュールにございますとおり、予定では10月から半年間の引き継ぎの期間を設けております。

○委員（橋本徳一郎君） ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ないようですので、以上で、白島ぎんが保育園の民営化に伴う移管先法人の決定についてを終了します。

執行部入れかえのため、しばらく小会します。

（午前11時05分 小会）

（午前11時06分 本会）

・教育に関する諸問題の調査

（学校規模適正化の進捗状況について）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、学校規模適正化の進捗状況についてをお願いします。

○教育部長（桑田謙治君） お世話になります。まず、所管事務調査としまして、今回4件ほどお願いしています。

まず、学校規模適正化の進捗状況について。

これにつきましては、第一次学校規模適正化推進計画に基づきこれまで取り組んできておりますが、鏡西部小学校につきまして、鏡小への統合のほうが地元のほうからおおむね合意を得られております。そこで、統合準備委員会のほうも開催いたしておりますので、この鏡西部小学校の鏡小への統合につきまして、現在の進捗状況について、学校教育課から報告をさせていただきます。よろしくお願いします。

○学校教育課長（西村 裕君） それでは、学校規模適正化の昨年度からの取り組み経過について御報告したいと思います。

お手持ちの資料に沿って、御説明申し上げます。

す。

平成30年4月末、鏡西部小学校区の全世帯に対して、統合に向けてのアンケート調査を行いました。102世帯から回答があり、賛成33%、反対33%、どちらでもいい34%という結果になり、その結果につきましては、5月30日に地域代表へ、7月26日に保護者へ説明してまいりました。

その後、9月末に保護者対象のアンケート調査を行いました。18世帯中12世帯からの回答があり、反対が1世帯、積極的賛成が3世帯、消極的賛成が8世帯という結果となりました。

10月26日の保護者との意見交換会で、早目に鏡小学校との交流活動ができないか、交流がうまくいくと地域や保護者の理解も深まるという意見がありました。この保護者との意見交換会で、保護者は統合について前向きであり、統合に賛成をしていることが実感としてわかりました。

また、12月7日に鏡西部小学校の児童と鏡小学校の児童との交流会を実施いたしました。児童の感想文からは、「楽しく交流ができた」「また行きたい」という声が多く聞かれたところでした。

平成31年3月11日には地域懇談会を開き、31年度末で鏡西部小学校を閉校し、32年4月から鏡小学校と統合するという旨をお伝えしました。この地域懇談会では、反対意見が3名、賛成意見が6名。質問、資料には2名とありますが、1名でございます。質問が1名あり、早く結論を出してほしい、いろいろな子供たちと交わりながら集団で学ぶ必要がある、などの意見が聞かれました。大きな反対はなく、前向きな意見が多かったので、最後に、教育委員会としては鏡西部小学校の統合を進めさせていただくとお伝えしたところでした。

また、本年度4月に入り、鏡西部小学校を守

る会は、平成30年4月末に行われた地域住民へのアンケート結果が、賛成と反対が拮抗していたため、再度、住民へ独自のアンケート調査を実施されたところです。

その結果は、閉校に賛成が46%、閉校に反対が38%、無回答が16%と、閉校に賛成と無回答の合計が半数を超え、地域においても統合への一定の理解が得られたところでございます。

本年度の統合に向けた準備について、御説明いたします。

5月27日に統合準備委員会を立ち上げました。この準備委員会において、スクールバスの運行などの通学体制、PTAの運営等について協議し、統合への準備を進めてまいります。

7月には地域及び保護者へ最終報告会を開催し、9月には関連予算及び条例議案を提案する予定です。

その後、スクールバスの購入や鏡西部小学校と鏡小学校の交流活動の実施など、令和2年4月1日の統合に向けて、円滑な統合を進めてまいります。

以上、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（野崎伸也君） 反対の方の意見というのは、どういった意見があったんですか。

○学校教育課長（西村 裕君） やはり歴史が140年を超える小学校でございますので、地域としては残しておきたいと、残してほしいというような反対意見が多かったです。

○委員（野崎伸也君） わかりました。学校の教育、子供たちの教育に関しての反対の意見ではないということですね。

○学校教育課長（西村 裕君） 今、委員御指摘のように、小規模でも少人数の学校でもいいところはあるという御意見はありました。

○委員（野崎伸也君） わかりました。あと、要望とかがいろいろ出てるんだろうと思うんですけれども、また後ほど、そういった話をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（橋本徳一郎君） スクールバスを使われるということですが、その対象者はどのくらいになるんですか。

○学校教育課長（西村 裕君） スクールバスの対象者ですが、令和2年度、統合した年は24人ということです。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員（橋本幸一君） 関連になつとですが、保護者の世帯数は何世帯になつとですか。

○学校教育課長（西村 裕君） 先ほど102世帯からの回答があると、「保護者」と呼ぶ者あり）あ、保護者、18世帯でございました。（委員橋本幸一君「18世帯のうち12世帯からの回答ちゅうことですね」と呼ぶ）そうでございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） これ、当初からかわっておる地元の議員ということで、非常に地元の方の御意見等を聞いて、これに対してはできるだけ地元の方の意見を聞いておりますけれども、今現在では38%にもう反対の方がなっておるということであります。これにつきまして、その方々に対する、その後のいろんな話をしておられるんでしょうか。

○学校教育課長（西村 裕君） 現在、統合準備委員会のほうを2回行わせていただきました。この後、そこで決まった内容を含めてですね、地域住民の方には丁寧に説明をしたいと考えております。

○委員（鈴木田幸一君） 統合準備委員会の今、話が出ました。その中には地元の区長、代表なんですけれども、おられますかね。

○学校教育課長（西村 裕君） はい、いらっしゃいます。（鈴木田幸一君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で、学校規模適正化の進捗状況についてを終了します。

・教育に関する諸問題の調査

（八代市立幼稚園・小学校・中学校空調設備運用指針について）

○委員長（上村哲三君） 次に、八代市立幼稚園・小学校・中学校空調設備運用指針についてをお願いします。

○教育部長（桑田謙治君） 引き続き、よろしくお願ひいたします。

市立幼稚園・小学校・中学校空調設備につきましては、現在、鋭意工事のほうを進めておりまして、幼稚園、中学校のほうは9月が工期となっております、9月までが。場合によっては、もう9月から運用のほうも予定をさせていただきますので、このたび空調設備の運用指針について策定をいたしましたので、担当課の教育施設課の有馬課長のほうから、その内容につきまして、説明、御報告をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○首席審議員兼教育施設課長（有馬健一君） こんにちは。教育施設課長の有馬でございます。よろしくお願ひします。

八代市立幼稚園・小学校・中学校空調設備運用指針について御説明いたします。着座にて御説明いたします。

資料の御確認をお願いしたいと思います。運

用指針の4ページから成る本編と別紙資料の①、これ1枚物でございますけれども、括弧書きで設置事業と運用指針の概要とございます。それと別紙資料②で、これ文部科学省が作成しております学校環境衛生管理マニュアルを抜粋したものの3部でございます。よろしいでしょうか。

今、部長のほうからも御説明ありましたが、この運用指針の策定経緯につきましては、現在工事を行っております中学校、幼稚園の工期がことし9月末となっていることから、当初、8月中旬にはこの運用について各学校にお示ししたいと考えておりましたが、中学校、幼稚園から、空調設備の運用について、いつから使用できるのか、また、使用の方法はどうなっているのかなどの御質問があったことから、運用指針の作成時期を早め、7月中には各学校・園に指針をお示ししたいと考えたところでございます。

それでは、1枚物の資料、別紙資料①で御説明をしたいと思います。よろしいでしょうか。この表の1ページに設置事業の概要をまとめております。

（1）事業目的、（2）設置施設、（3）設置教室、（4）空調設備の方式、（5）事業費、（6）事業スケジュール、（7）空調設備設置率をまとめております。この内容につきましては説明をはしょらせていただきますが、この中で、先ほど説明しました学校・幼稚園からの御質問に関係あるところで、（6）事業スケジュールの下に米印でアンダーラインの部分がございますけれども、工事期間中の空調設備の稼働については、設備が運転できる状態になり次第、使用できるように対応するとしております。現在、工事に着手しております中学校、幼稚園の竣工が9月末となっておりますので、2学期に入りまして設備の運転が可能と確認ができ次第、空調が必要と判断される場合に使用でき

るように対応していきたいと考えております。

次の裏面の２ページをごらんください。

これに空調設備の運用指針の概要を、ポイントとなるところをまとめております。

学校施設への空調設備の設置は、児童生徒等の夏季における熱中症予防や学習しやすい教育環境を整えることを目的としています。本指針は、教室の空調設備の稼働に際し、園児、児童、生徒、教職員それぞれが省エネ・地球環境への配慮等に対する意識を一層高め、創意工夫した取り組みを推進されるよう運用基準を示すものであります。

(１)に空調設備稼働に係る基本的な項目を作成する上で参考としたものが、下の(参考)とあります学校環境衛生基準及び学校環境衛生管理マニュアルでありまして、室内の温度が、夏が２８度以下、冬が１７度以上。湿度が３０％以上、８０％以下であることが望ましい。学習に望ましい室温が、夏が２５度から２８度、冬が１８度から２０度となっております。

これをもとに本市の指針をまとめておりまして、この(１)教室等の空調設備稼働に係る基本的な項目にまとめてございます。稼働の期間は、夏の冷房が６月から９月、冬の暖房が１２月から２月を基本とします。稼働条件は、夏の冷房で室温が２８度を超える場合、冬の暖房が１７度を下回る場合を基本とします。稼働時間帯は、夏と冬が同じく、８時半から１６時３０分を基本とします。これは、朝自習の時間から、帰りの会までを想定しております。

室温は、夏の冷房が２６度から２８度、冬の暖房が１７度から１９度を基本とします。

なお、これらの項目は基本となるものであり、環境負荷低減及び児童生徒等の健康への配慮を踏まえ、各施設の管理者の判断により適切な対応を行うものとします。

次の(２)操作方法につきましては、①教職員での集中管理ができます。職員室の操作盤で

各教室のオン・オフ、または温度設定が可能となっております。②の個別リモコンの併用操作では、各教室にも個別のリモコンがあり、各教室での操作も可能となっております。③のデマンド機器管理によるピーク電力抑制につきましては、例えば３０の教室で一斉に空調をオンにしますと、ピーク電力が高くなり、これが電気料金の基本料金に反映されますことから、３０教室を一斉にオンしても、デマンド機器により機械的にピーク電力を抑える仕組みとなっております。

次の(３)メンテナンスにつきましては、①フィルターの清掃は各学校で行っていただきます。このフィルター清掃につきましては、通常、室内機が教室の天井についておりますことから脚立でのフィルターを交換となりますが、今回設置する機械につきましては、このフィルターが自動でおいてくるような装置をつけておりまして、そういった危険性を抑えるということで、フィルターの交換が簡単にできるような装置を取りつけております。

②でフロン排出抑制法に基づく簡易点検につきましては、これは目視点検で行っていただきます。

③の異常時の早期報告につきましては、機器の異常時の状況によっては、修理等の期間が長期にわたる可能性がありますので、できるだけ早く異常の発見、報告をお願いしたいと考えております。

次の３、光熱費の抑制への取り組みにつきましては、ハード面では、①の今回導入しました機器が高効率型の空調設備を採用しております。②は先ほど説明しましたデマンド監視装置によるピーク時の消費電力の抑制。③集中管理による個別使用の抑制と切り忘れ監視を行います。

ソフト面では、①各学校への予算配分による光熱水費の管理及び状況把握。これは、毎月の

電気料金を各学校で把握し、年間を通じて光熱水費の予算管理を学校が自主的に取り組んでいただくように考えております。

②空調設備の運転工夫による節電への取り組みは、時間割りの工夫、扇風機の活用、また、時間外などの使用に関して、管理者の許可を必要とするなど、対応を各学校で行っていただきます。

以上、空調設備の運用については各学校に周知し、児童生徒等の学習しやすい教育環境の確保と省エネに配慮した適正な運用がなされるよう、各学校と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上、説明を終わります。

○委員長（上村哲三君） 本件について、何か質疑、意見等はありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 稼働条件が室温のみというふうになってるんですけど、湿度に関しては何か管理する方法とかはないんですか。

○首席審議員兼教育施設課長（有馬健一君） 湿度に関しては、なかなか湿度の調整する機器というか、そこらあたりかなり難しいということで、冬でありますと乾燥しがちになりますので、何らか、例えばどこかに濡れたタオルをかけるとかという方法が、何らか工夫すればできるかなと。なかなか機器においてですね、加湿器だとか除湿器を――冷房の場合は除湿機能がありますので、そこらあたりは割とできるかとは思いますが。ちょっと加湿の場合がですね、ちょっと加湿器の設置までは考えておりませんけれども、水を入れたバケツを配置するとか、そういったところですとなりますので、室内に温度湿度計を設置して、ある程度、状況に応じた学校側での対応になるかと考えております。

○委員（橋本徳一郎君） 加湿についてはわかったんですが、除湿の部分ですね、きょうみたいな湿度が高い日なんかは、子供は割と体温調整ができないので、汗のほうがですね、蒸発で

きないような環境だと、かえって体調不良になる傾向が多いんですね。その辺の上限をですね、ちょっと設定したほうがいいのかねというふうに見て思いましたので、意見として挙げておきます。

○委員長（上村哲三君） 意見として。ほかにございませんか。

○委員（野崎伸也君） 関連なんですけど、今、橋本委員が言われたのが、温度による管理だけで、湿度による管理がどうですかねという話ですよ。今、言われるのは、不快指数というのをよく言われるつとですよ。気温とか湿度とかの関係で、そういった指数を出して管理しようというのがありますし、あと熱中症の関係の指数とかっていうのもあるんですよ。御存じだと思うですよ。

そういったものが、温度だけじゃなくて、これ、マニュアルには温度しかちょっとないみたいなので、不快指数だったり、熱中症のやつもありますので、そういった機器は売ってあつとですよ。そういうのもちょっと各学校にそういったものを、温度計とか湿度計だけでなく、そういうのもですね、準備しておくっていうのもですね、教育部のほうでもですね、考えてほしいなというふうに思います。

本当、ちょっとしたことで。せっかく熱中症対策ということ、つけていただいたので、一人も出ないようにですね、熱中症が出ないように対策のほうをですね、お願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） よろしく願いしておきます。

ほかにございませんか。

○委員（鈴木田幸一君） メンテナンスの件で、各学校に任せるという話でしたけど、これ各学校でできるんですかね。例えばフィルターの清掃とかフロン排出抑制法に基づく簡易点検とかは。これを各学校に任せるということは、

予算はやって、学校からお願いするということで考えていいんですか。

○首席審議員兼教育施設課長（有馬健一君） フィルターの掃除につきましては、先ほどもちょっと御説明しましたけども、天井から自動でおりてくる装置をつけておりますので、脚立に登らずにですね、フィルターをおろしてすることができますので、学校側のほうで可能かと思えます。

あと、フロン排出法に基づく簡易点検なんですけど、これは目視点検でございまして、これの方法等につきましても学校のほうに、今も御説明をしてるんですけども、学校独自でできる範囲でございまして、予算等には影響はしないというところで考えております。

以上でございます。

○委員（鈴木田幸一君） 学校の先生方が中心になるということで理解したんですけど、これについてはちょっと、今度は教室によってもばらつきが出るような感じがしますので、その辺のところをしっかりと指導をお願いしておきます。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で、八代市立幼稚園・小学校・中学校空調設備運用指針についてを終了します。

・教育に関する諸問題の調査

（八代市学校施設等整備保全計画（案）について）

○委員長（上村哲三君） 次に、八代市学校施設等整備保全計画（案）についてをお願いします。

○教育部長（桑田謙治君） 引き続き、またお世話になります。

八代市学校施設等整備保全計画（案）につきましては、文科省のインフラ長寿命化計画及び本市の八代市立公共施設等総合管理計画に基づき、今、計画を策定中でございます。その概要につきまして、教育施設課の有馬課長より御説明いたします。よろしくお願いします。

○首席審議員兼教育施設課長（有馬健一君） 引き続き、教育施設課長、有馬です。よろしくお願いします。

八代市学校施設等整備保全計画（案）の策定について、御説明いたします。着座にて御説明いたします。

それでは、資料のほうで、この保全計画の案の本編、分厚いほうと、別紙資料で4ページ物がございまして、概要版の2部でございまして、よろしいでしょうか。

それでは、別紙資料の概要版で内容のほうを説明したいと思います。

1ページをごらんください。

第1章、はじめにでは、1、背景としまして、全国的にインフラの老朽化が問題となり、国は平成25年度にインフラ長寿命化基本計画を策定しております。

文部科学省は、平成27年度に文部科学省インフラ長寿命化基本計画を策定し、平成32年度、これは令和2年度までに各教育委員会に公立学校施設に係る個別施設計画の策定を求めています。

本市では、平成29年度に市有施設に関する八代市公共施設等総合管理計画を策定しております。

2の目的。計画の目的は、安全・安心で快適な教育環境を確保するために、中長期的な維持管理・更新などに係るトータルコストを把握し、そのコストの縮減と計画的に管理していくことを目的として策定します。

3、位置づけ。本計画は、国のインフラ基本計画を踏まえた文部科学省長寿命化計画及び八

代市の公共施設等総合管理計画の個別計画として位置づけます。

4、期間については、2019年から2056年までの38年間となります。これは、市の総合管理計画の計画期間の最終年2056年に合わせるためでございます。

5、対象施設は、小中学校・特別支援学校・幼稚園・学校給食施設となります。

第2章、学校の実態では、1、施設は、対象施設が学校・幼稚園施設と学校給食センターで、合計53施設となります。これらの施設は昭和40年代から50年代に集中的に建設されており、現在、築30年を越えているものが65%、今後10年間で76%となり、急激に老朽化が進行する見込みです。

2ページをごらんください。

2、人口では、八代市人口ビジョンの推計では、今後も人口減少がそのまま進行することとなっています。

下の表に昭和57年から平成30年度への小中学校の推移をあらわしていますが、小中学校の児童生徒数がマイナス56%、小学校の数がマイナス52%、小中学校の通常学級数がマイナス49%、特別支援学級数が逆に増加で、約3倍となっております。全学級数でマイナスの34%となっています。

学校規模適正化基本方針で望ましい小中学校規模を12学級から24学級としていますが、望ましい規模の小学校が32%、中学校が7%と低い割合であり、小規模校の増加が見られません。

3、財政では、平成30年度の一般会計当初予算が約570億円で、そのうち義務的経費が53%、投資的経費が11%、学校施設等の整備費等が6.7億円で約1%となっています。

今後、義務的経費の増加が予測され、学校施設等に使用できる財源確保は厳しくなると考えられます。

近年の学校施設等関連経費は、平成25年度から29年度の5カ年の平均予算額は20.8億円となっています。従来型の建てかえ中心の施設整備手法による今後40年間の維持管理コストの検証を行った結果、40年間の総額は1245億円となり、年平均31.1億円かかることがわかりました。これは、直近5年間の学校施設関連経費の年平均の1.5倍が必要となります。従来型の整備手法を見直し、経費の抑制と平準化に取り組む必要がございます。

3ページをごらんください。

第3章、基本的な考え方では、1、学校施設等の目指すべき姿として、よりよい学校施設等を整備し、今後も維持し続けていくためには、教育委員会だけでなく、市のほかの部署や学校、保護者、地域などのさまざまな立場の人が意見や知恵を出し合い、協力して施設整備に取り組んでいく必要があります。目指すべき姿のスローガンとして、みんなで取組む、安全・安心・快適で持続可能な学校施設とします。

2、長寿命化と計画的整備の考え方では、築40年程度で建てかえをしていた従来型の整備手法から、総合管理計画を踏まえ、原則築80年まで現在の校舎等を使用することとします。

長寿命化型の整備手法により今後40年間の維持管理コストを検証した結果、年平均28.7億円となり、ややコストダウンできるものの直近5年間の年平均20.8億円より7.9億円上回ることとなります。長寿命化型へシフトチェンジしただけでは維持していくことは難しいと言えます。

第4章、学校施設を維持し続けるための手法では、学校施設等を維持し続けるための目標設定として、長寿命化及び計画的整備に取り組んだ場合でも、学校施設等を維持していくことが困難であることがわかりました。

そこで、公共施設等総合管理計画に、維持管理・更新費用を今後40年間で40%圧縮する

ことを目標であることと示されていることから、今後、従来型の整備を行った場合の40年間の年平均である31.1億円を40%圧縮した整備費、年18.7億円を目安として削減に取り組むことを目標とします。

4ページをごらんください。

2、保有資産量の縮充を踏まえた取り組みについて。縮充の手法としては、①改築などによる縮充、②学校規模適正化などによる縮充、③小中一貫校整備による縮充、④施設の共有化による縮充、⑤給食施設の縮充としております。

第5章、今後の取り組みと計画の見直しでは、今後の取り組みとして、①事後保全から予防保全への転換、推進、②整備基準、整備手法の見直し、③保有資産の有効活用、④施設運営の効率化、⑤施設の多目的活用に取り組んでまいります。

なお、計画実行に当たっては、計画期間が38年間と長期間であること、また、目標値が大きいため、実行に当たっては、単に問題や課題を先送りしないよう注意し、できることから一歩ずつ進めていくことが重要となります。計画の見直しについては、公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、必要に応じて本計画を見直していきます。

以上、八代市学校施設等整備保全計画（案）の概要について説明を終わります。

なお、この計画（案）につきましては、今月7月に約1カ月間のパブリックコメントを実施した後に計画の公表を行いたいと考えております。

以上、説明を終わります。

○委員長（上村哲三君） それでは、大変ボリュームがありますが、本件について、何か質疑、意見等はございませんか。

○委員（野崎伸也君） ありがとうございます。結局、従来型のことばやっても、なかなか整備費用が足らんちゅうことやけん、結局縮充

していきますよという話だろうと思います。

その内容なんですけれども、事細かなやつの実施計画というのがまだ今から、実施マニュアルとかっていうのが今から多分作成ばしていかなばんと思うとですけれども、そこらへんのところはいつごろですかね、つくられるのは。

○首席審議員兼教育施設課長（有馬健一君） 今の縮充等の手法等につきましては、この計画の本編にですね、その方針と細かい手法等についてですね、この本編のほうに記載をしております。あとの細かい年度ごとの実施計画等につきましてはですね、当面、38年間をおおむね10年区切りで実施計画等をつくっていきたいとは考えております。当然、築年数が長いものから取り組んでいくだろうということで、今まで40年ぐらいで改築していたものを80年もたせるということで、20年ごとに大体大規模改修等を入れながらということで、80年もたせるということになっていこうかと思っております。そこらあたりを踏まえた上で年次計画を立てていきたいというふうには考えております。

○委員（野崎伸也君） わかりました。長期なので、なかなか難しいところあると思うとですよ。大規模改修とか、そのときにですね、やはり世の中の状況だったり、八代市の人口動態であつたりが正確に把握できるようになってきたときに、やっぱりちゃんとしたやり方というのが明確になってくつとじゃないかなというふうに思います。

非常に長い計画で、何%減らさんばんていうのが計画で出されているので、40%圧縮というのがありますので、先送りせずにですね、後輩の方々が困られないように、きちんと取り組んでいただきたいというふうに思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） 今、喫緊の課題では、この学校給食センターあたりが一番問題視され

るような状況になるだろうと予想されますけど、そういった関係の計画等はどのような形になりますかね。

○教育政策課長（機 智三郎君） こんにちは。教育政策課、機でございます。

ただいまの質問、給食施設の老朽化につきましては、平成28年度だったですかね、学校給食あり方検討会という、第三者検討会を立ち上げてまして、そちらのほうから提言をいただいております、その内容としましては、現在ございます6つの給食センターと、9つの単独調理校をですね、最終的には3つ程度のセンターのほうにまとめて、2カ所だけ、支援学校の給食室と泉第八小学校の給食室につきましては、距離的とか調理場刻み食とかいうのがございますので、そのあたりの部分を勘案して、その2つは残して、残りは3つ程度にまとめたらどうだろうかという御意見をいただいております。

それをもとにしまして、ことしからですね、内部の検討委員会を立ち上げてまして、基本的な方針を年度内に定めたいというふうに考えております。そのようなところで今現在進めているところでございます。

以上です。

○委員（福嶋安徳君） 今、いろいろ計画が進められているのは安心しますが、今現在あるところが改善点が多々あるように思われますので、できるだけ早く計画を進めて、実施できるような姿を見せていただければというふうに思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で八代市学校施設等整備保全計画（案）についてを終了します。

・教育に関する諸問題の調査

（八代市子ども読書活動推進計画について）

○委員長（上村哲三君） 次に、八代市子ども読書活動推進計画についてをお願いします。

○教育部長（桑田謙治君） それでは最後でございますが、八代市子ども読書活動推進計画でございますが、平成24年度に策定しました第一次計画を今般見直しまして、第二次の推進計画を策定いたしましたので、その概要等につきまして、岩崎生涯学習課長のほうから御説明いたします。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（岩崎龍一君） こんにちは。生涯学習課の岩崎です。よろしくお願いいたします。八代市子ども読書活動推進計画について、御報告させていただきます。着座にて説明させていただきます。

資料のほうはお手元でございます、読書活動推進計画書になります。

このたび、平成31年度からおおむね5年間を計画年度とする八代市子ども読書活動推進計画・第二次を策定いたしました。

本計画は、学校関係者、家庭教育関係者、社会教育関係者、有識者、図書館関係者7名による八代市子ども読書活動推進計画策定検討会議で検討するとともに、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき策定したものであります。

また、平成24年度に策定しました第一次計画における取り組み、成果と課題を踏まえ、より一層子供たちが意欲的に読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる環境づくりを目指し策定しております。

1枚おめくりください。計画書の内容は、第1章、計画の概要、第2章、第1次計画における取組・成果と課題、第3章、読書活動の推進に向けた取組と3つの構成になっております。

まず、1ページから2ページへかけての第1章の計画の概要でございます。

ここでは、計画策定の目的などを記載しております。少子高齢化、高度情報化など、子供た

ちを取り巻く環境は大きく変化し、スマートフォンやインターネット等の普及により、子供の読書離れが顕著となっています。読書は感性を磨き、創造力を豊かにし、人生をより深く生きていくために欠くことのできないものと言われております。

冒頭に申しました趣旨に基づき、今回、八代市子ども読書活動推進計画・第二次として策定し、子供の読書活動の推進を図るものでございます。

2ページをごらんください。

計画の対象及び期間、そして、第一次計画を踏まえ、基本的方針として、(1)子供が読書に親しむ機会の充実、(2)子供の読書環境の整備・充実、(3)家庭・学校・地域・図書館の連携・充実、(4)子供の読書活動に関する広報・啓発活動の推進の4つの方針を掲げております。

次に、3ページが第2章、第1次計画における取組・成果と課題となります。

まず、取組・成果では、(1)幼少期から本に触れ合う機会の提供として、①の絵本を通した親子の触れ合いの時間を幼児期からつくってもらうための、赤ちゃんハッピーブック事業、②の各図書館で0歳から1・2歳程度までを対象とした、子どもの発達に合わせたお話し会。

4ページになります。③の保護者やボランティアなどに向けた、市立図書館での読み聞かせ講座等を実施しています。

5ページの(2)子供の読書活動の推進においては、①出前講座・出張おはなし会、②フロアワーク読み聞かせ、③広報・啓発活動の推進を図っております。

めくっていただいて、6ページになります。

(3)蔵書の充実及び環境整備では、市立図書館、学校図書館においての児童書等の積極的な収集及び環境整備に努めています。図書館や学校における児童書蔵書数は年々ふえている状

況です。

7ページからの課題では、(1)乳幼児期から本に触れ合う機会のさらなる充実、(2)子どもの主体的な読書や「自ら学び考える力」の育成につながる取組、(3)家庭・学校・地域・図書館の連携・充実、(4)中・高校生への読書活動への働きかけに触れています。いずれも、各年代の子供たちの読書の推進に係る環境づくりや取り組みが課題となります。

9ページからは、第3章であります。

読書活動の推進に向けた取組についてです。先ほど第1章で触れました4つの基本方針、子どもが読書に親しむ機会の充実、子どもの読書環境の整備・充実、家庭・学校・地域・図書館の連携・充実、子どもの読書活動に関する広報・啓発活動の推進について、国及び県の計画をもとに、市、学校、図書館、幼稚園、保育所等、ボランティア、それぞれによる読書活動の推進や啓発に係る取り組み内容について記載しているところです。

近年、子供たちの学力低下や表現力が十分身についていないことなどが指摘されています。さまざまな理由があるのかもしれませんが、国語力の低下は否めないようです。読書習慣で得た国語力が全ての教科の基盤になるという人もいます。設問の文章を読み解くには国語力が必要で、数学でも何が問われているか把握するには読解力がなくてはなりません。また、自分の考えをまとめ、伝えるのに必要なコミュニケーション力は、何よりも国語力が必要となってきます。読書は他人の人生を追体験できたり、知識を深めることができる有意義な活動です。

このようなことから、子供たちが本に触れ合い、少しでも読書習慣が身につくことを願い、本計画を作成しております。

駆け足での説明で計画の詳細までは説明はできませんでしたが、委員の皆様におかれましては本計画を御一読いただき、子供の読書活動の

推進のために、御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上で、八代市子ども読書活動推進計画・第二次について、説明を終わります。

○委員長（上村哲三君） ありがとうございます。それでは本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（野崎伸也君） いろいろ御説明いただいてですね、課題のところになりましたが、子供が主体的に読書してもらいたいな感じでですね、受け身じゃなくて主体的に取り組めるようにという話があったと思うのですが、何か聞くとところによると、今までありよった読書感想文……、覚えてから……、「（「童話発表会」と呼ぶ者あり）」というものがなくなってきよるて話ば聞いたつですよね。全員がやるということじゃなくて、自分がしたい人だけやるみたいな感じになってきとるっていう。

まあ、それも主体性のあらわれかなというふうには思うんですね、この計画の説明を受けて、そういう、やらされるという話じゃなくて、自分からやるという人たちをつくりたい、つくっていききたいということでそういうふうになされてきてるんだらうと思うのですが、なかなか難しかったですよね。

あれ、覚えてから発表するというのは、非常に時間をかけて、この1年練習してということ、非常に記憶力の関係についても非常にプラスになっていることだらうというふうに思うんですよ。

あと、最後に言われたとおり、読解力というのはやっぱり非常に大事なんですね。国語ができんと、ほかの教科もなかなか何を聞かれているのか、問われているのかわからないというのがあって、難しいところがあると。基本はやっぱり読書とか国語力の強化だらうと思いますので、主体的、主体性を重んじてというところもあるかもしれんとですけど、私はさっきので

すね、童話発表会のやつとかっていうのはそういう訓練だと思うので、そういうところは続けていってほしいなというふうに思いましたので、そこら辺のところはまた御検討いただければと思います。

この計画については、特段、何か申すところはありませんので、子供たちのために取り組んでいただければというふうには思います。

○委員長（上村哲三君） 意見としてよろしくお捉えいただければ結構です。（笑声）

ほかにございませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 最初の目的のところですね、SNSとかインターネットの利用というふうなの書いてありますけど、実際の利用状況だとか、それと読書の比率とか、そういう具体的な調査とかはされてますか。

○生涯学習課長（岩崎龍一君） 具体的な調査はやっております。一般的に言われていることをここで目的と書いておると思います。

○委員（橋本徳一郎君） わかりました。

○委員長（上村哲三君） いいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員（鈴木田幸一君） これは意見になりますので。もう少し問題点ですね、どうして読書する時間がなくなって、読書しなくなっているかという問題点をもう少し明確にしていかなければ、もっと充実したものができるんじゃないかなって思ったんですよ。

と申しますのもですね、例えば教科の内容が非常に多くなって、なかなか本を読む時間が少なくなったとかいうとも、子供が読書離れする大きな原因じゃなからうかなって思いますので、そういうものも含めてですね、やっぱり問題点をしっかり掘り起こして、それを解決するという、そういった方法も欲しいなと思いました。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 意見として、よろし

くお捉えください。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ、以上で、八代市子ども読書活動推進計画についてを終了します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) ないようでしたら、本委員会の管外行政視察について、協議を行いたいと思いますので、しばらく小会します。

(午前11時58分 小会)

(午後0時02分 本会)

○委員長(上村哲三君) それでは、本会に戻します。

本委員会の管外行政視察についてをお諮りします。

本委員会の管外行政視察については、令和元年7月23日から25日までの3日間、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査のため、管外行政視察を行うこととしたいたいが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件及び陳情1件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、本委員会の派遣承認請求の件について、お諮りいたします。

本委員会の管外行政視察についてですが、本委員会は、令和元年7月23日から25日までの3日間、行政視察に参ることとし、視察先及び視察内容については委員長に御一任いただき、決まり次第、議長宛て、派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思いますのですが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、文教福祉委員会を散会いたします。

(午後0時03分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和元年7月1日

文教福祉委員会

委員長